

工作物石綿事前調査者講習

開催のご案内

【栃木労働局長登録番号: 栃基工石第2号】

- 概要 石綿障害予防規則等の改正により、令和8年1月1日からボイラー、圧力容器、配管設備、焼却炉、変電設備等、「特定工作物」等の解体・改修等の作業を行う場合には「工作物石綿事前調査者講習」を修了した「工作物石綿事前調査者」等による事前調査が必要になります。この事前調査者となる資格を取得するには「工作物石綿事前調査者講習」を受講して、修了考査(筆記試験)に合格することが必要です。本講習は上記に基づく講習ですので、ご案内いたします。
- 主催 建設業労働災害防止協会栃木県支部（建災防栃木県支部）
- 開催日 令和7年12月1日（月）、2日（火） ※時間は別紙のとおり
- 会場 栃木県建設産業会館4階大会議室（宇都宮市築瀬町1958-1）
- 定員 50名（定員になり次第〆切）
- 料金 48,000円（税込）【内訳：受講料42,700円 テキスト代等5,300円】
- 予約開始日 令和7年10月22日（水）8時30分～（電話予約）
- 申込期限 令和7年11月14日（金）※受講申込書等必着
- 申込方法
1. まずはお電話(028-639-3133)でご予約ください。
(予約開始日：令和7年10月22日8時30分～)
 2. 受講料を事前に下記口座にお振込みください。

足利銀行 本店 普通 1406964
建設業労働災害防止協会栃木県支部
 3. 別紙の受講申込書と振込みの控え（コピー）を下記宛て郵送してください。
【〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958-1 建災防栃木県支部 宛】
 4. 受講票とテキストを後日送付しますので、当日ご持参ください。

※受講料の振込み払いについては、インボイス制度に対応した「明細付き領収書」にて発行し、返送いたします。

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブル も

焼却設備 も

工業炉 も

発電設備 も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクル も

貯蔵設備 も

配管設備 も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽 も
(オートクレーブ含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

綿石工作物 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物

事前調査

講習

検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



環境省
Ministry of the Environment

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!! 下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point
1

石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

Point
2

石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等※であつても、事前調査結果の報告が必要！

※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point
3

報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物※1	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
特定工作物※1	解体・改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限り）※2	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上（税込）であれば報告対象

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告

検索

工作物石綿事前調査者講習カリキュラム

R7年 11月

第1日

(○h/○h) 規程講習時間

時 間 配 分	講習時間	科 目	備 考
08:20～08:40	20分	開講及びオリエンテーション	
08:40～09:40	60分	科目1「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」(1/1)	第1編
09:40～09:50	10分	休 憩	
09:50～10:50	60分	科目2「工作物石綿事前調査に関する基礎知識2」(1/1)	第1編
10:50～11:00	10分	休 憩	
11:00～12:00	60分	科目3「石綿使用に係る工作物図面調査」(1/4)	第2編
12:00～12:50	50分	昼 食	
12:50～13:50	60分	科目3「石綿使用に係る工作物図面調査」(2/4)	第2編
13:50～14:00	10分	休 憩	
14:00～15:00	60分	科目3「石綿使用に係る工作物図面調査」(3/4)	第2編
15:00～15:10	10分	休 憩	
15:10～16:10	60分	科目3「石綿使用に係る工作物図面調査」(4/4)	第2編
16:10～16:20	10分	休 憩	
16:20～17:20	60分	科目4「現場調査の実際と留意点」(1/4)	第3編

第2日

時 間 配 分	講習時間	科 目	備 考
08:20～08:30	10分	開講及びオリエンテーション	
08:30～09:30	60分	科目4「現場調査の実際と留意点」(2/4)	第3編
09:30～09:40	10分	休 憩	
09:40～10:40	60分	科目4「現場調査の実際と留意点」(3/4)	第3編
10:40～10:50	10分	休 憩	
10:50～11:50	60分	科目4「現場調査の実際と留意点」(4/4)	第3編
11:50～12:50	60分	昼 食	
12:50～13:50	60分	科目5「工作物石綿事前報告書の作成」(1/1)	第4編
13:50～14:50	60分	自 習	
14:50～15:00	10分	修了考査における注意事項の説明	
15:00～16:30	90分	【 修 了 考 査 】	

※科目免除について

すでに石綿作業主任者技能講習を修了した方は、科目1「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」を、建築物石綿含有建材調査者講習を受講した方（その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの方に限る。）、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿建材調査者は、科目1「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」及び科目2「工作物石綿事前調査に関する基礎知識2」並びに科目5「工作物石綿事前報告書の作成」が免除されます。

しかしながら、当支部としましては、事前調査を実施するために重要な科目内容と認識しておりますので、これに該当する方であっても全科目受講していただきます。なお、修了考査についても全科目からの出題範囲（全問解答）となりますのでご了承ください。

工作物石綿事前調査者講習受講申込書

〔講習日： 月 ， 日〕

注) ★印は必ず本人が記入してください。

★ふりがな				★生年 月 日	S	年	月	日
★氏名					H	(満)	歳	
※併記を希望する場合の旧姓又は通称(要確認書類) → 「 」								
★現住所	〒 — TEL (携帯電話) — —							
所属事業所	事業所名		TEL		—	—		
			FAX		—	—		
所在地		〒 —						

写 真

1 枚貼付

(クリップ留不要)

3 cm×2.4 cm

正面・無帽・無背景

◎本人確認欄

1 日目	
2 日目	

◎欄は記入不要です。

下記の①から⑫のうち該当する番号 1 つに○をつけてください。※添付書類等は必ず添付してください。

	受 講 資 格	添付書類等
①	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・ 左記修了証のコピー
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	・ 卒業証書又は卒業 証明書のコピー ＋ ・ 裏面実務経験証明 A
③	学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、工作物に関して 3 年以上の実務の経験を有する者	
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 7 年以上の実務経験を有する者	
⑥	工作物に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	・ 裏面実務経験証明 B
⑦	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士として、工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務を有する者	・ 左記修了証のコピー ＋ ・ 裏面実務経験証明 C
⑧	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（H17 年法律第 108 号）による改正前（H18 年 3 月まで）の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務を有する者	
⑨	建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	・ 裏面実務経験証明 D
⑩	環境行政（石綿の飛散防止に関するものに限る）に関し 2 年以上の実務経験を有する者	
⑪	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・ 裏面実務経験証明 E
⑫	労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者	・ 裏面実務経験証明 D

建設業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

- 1.本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 2.旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる書類のコピーを添付してください。
尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。
- 3.受講対象者の年齢は満 18 才以上とします。
- 4.受講料は、当日欠席の場合は返還できません。
- 5.遅刻をされますと受講できませんのでご注意ください。（時間厳守）

■記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立てはいたしません。

◎事務 管理者		◎受付 担当者	
------------	--	------------	--

◎欄は記入不要です。

★受講者 (署 名)	
---------------	--

令和 年 月 日

実務経験証明欄A：受講資格②③④⑤の実務経験証明欄

(※なお、卒業証明書から「工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」または「成績証明書」の提出を求めることがあります。)

受講資格に必要な学歴	科卒業
(卒業証書又は卒業証明書のコピーを必ず添付すること。)	
工作物に関する実務経験年月	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	印
代表者役職・氏名	
所在地	

実務経験証明欄B：受講資格⑥の実務経験証明欄

工作物に関して 11 年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	印
代表者役職・氏名	
所在地	

実務経験証明欄C：受講資格⑦⑧の実務経験証明欄

工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
※⑦については、第一種(第二種)作業環境測定士登録証のコピー又は登録講習修了証のコピーを必ず添付すること。	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	印
代表者役職・氏名	
所在地	

実務経験証明欄D：受講資格⑨⑩⑫の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて 2 年以上の実務経験	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
行政機関名	印
代表者役職・氏名	
所在地	

実務経験証明欄E：受講資格⑪の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。	
行政機関名	印
代表者役職・氏名	
所在地	